

1 規則等の題名

犯罪被害者等早期援助団体に関する規則（平成14年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）に係る審査基準の一部改正

2 根拠法令・条項

規則第3条第2項（犯罪被害者等早期援助団体が行う援助事業に係る犯罪被害等の変更の承認）

3 規則等の制定日

令和3年11月11日（木曜日）

4 結果公示の日

令和3年11月11日（木曜日）

5 適用除外条項

高知県行政手続条例第38条第4項第3号又は第8号に該当

6 適用除外の理由

これまで具体的な審査基準については、「別紙」により定めていたが、今後は、同一内容である「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律における犯罪被害者等早期援助団体に関する規定及び犯罪被害者等早期援助団体に関する規則の規定の内容並びに解釈及び運用上の留意事項について（通達）」（令和2年12月15日付け警察庁丙給厚発第132号）の別添を参照して行うこととなったため、意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更にて該当

7 規則等の概要

別添審査基準のとおり

8 担当課・連絡先

- 高知県警察本部警務部県民支援相談課
TEL：088-826-0110（内線2922）